

日金判1462号18頁)。

(29) ただし、実務上は、合弁契約書において当事者間の権利義務が記載されることが多く、種類株式の発行までにはなされないことが多い、この指摘もある。前掲注(2)・行方74頁

イント・ベンチャー契約の実務と理論(補訂版)99頁

(32) 実務上は、①③を同一の株主総会決議で行い、また種類株主総会も同時に開催して決議を行う。

(33) 大塚章男著「スクイーズ・アウトにおける「事業目的基準」の有用性」(筑波ロー・ジャーナル)2号15頁)・前掲注(4)・江頭160頁

(34) 中村廉平著「中小企業における種類株式の活用」(金法1851号36頁)・これに対し、このような条件で貸出を行う金融機関が存在するとは考え難く、また、実際に融資を行う場合に、通常の負債以上に高い資金コストを要求するものが合理的な融資者行動であるとの指摘もある(森田果著「種類株式」・前掲注(4)・江頭156頁)。

## 第5章

# 税務上の評価に注意 種類株式の 会計・税務のポイント

## わが国における会計基準の整備状況

種類株式に関する会計処理ルールについては、従来、種類株式の活用が必ずしも活発であったとはいえないかったことや利用される種類株式の設計も多様化しているとはいえないという事情から、実務対応報告10号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」のほか、企業会計基準10号「金融商品に関する会計基準」や企業会計基準22号「連結財務諸表に関する会計基準」等において若干触れられているにとどまり、種類株式をめぐる統一的な会計処理を定めた基準は公表されていない。

## 種類株式の保有者側の会計処理

実務対応報告10号においては、債券と同様の性格を持つと考えられる種類株式<sup>(35)</sup>については、金融商品会計基準に定める債券の貸借対照表価額と同様に取扱いすべきことのほか、債券と同様の性格を持つと考えられるもの以外の種類株式に関する貸借対照表価額、市場価格のない種類株式の減損処理の方法、種類株式を発行している場合の市場価格のない普通株式の減損処理の方法等が規定されている。なお、実務対応報告10号は、種類株式の保有者側の会計処理を定めたものであり、発行者側

の会計処理は取り扱われていない。

(35) 債券と同様の性格を持つと考えられる種類株式とは、発行会社が一定の時期に一定額で償還すると定めている種類株式や、発行会社や保有者が一定額で償還する権利を有し取得時点において一定の時期に償還されることが確実に見込まれる種類株式をいう。

## IFRSにおける会計処理

IFRSでは、種類株式の発行者は、単に法形式だけではなく、発行された種類株式の内容を詳細に検討し、それが負債に該当するか資本に該当するかを決定しなければならぬ(IAS32号「金融商品」表示)。

なお、トヨタが発行したAA型種類株式は、わが国の会計基準では株主資本として取り扱われるため、その発行に伴い資本金・資本準備金が

増加するが、IFRSでは株主が金銭対価の取得請求権を有するため会計上資本としては扱われない。

## 株式に係る税務

### (1) 概要

種類株式の発行、取得、保有、譲渡に係る課税関係は、他の普通株式に係る課税関係と異なることはなく、原則として種類株式特有の課税関係が生じることはない。しかしながら、種類株式の設計によっては、株主等の権利や譲渡が制限される場合などがあり、種類株式の性質に応じた取扱いがされる必要がある。そこで、法令により一定の場合の課税関係が整理され、さらに、通達により取扱いの明確化や評価方法が示されている。

### (2) 株主の税務

株式を取得、保有または譲渡する場合の株主に対する課税は、一般に、みなし配当を含む配当課税とキャピタルゲイン課税である。例外的に、取得時において、無償または有利な価額で発行等されたことにより、取得価額と時価との差額に相当する経済的利益を受けたとされる場合に